

日本製紙連合会「環境行動計画」

2012.4.1 制定
2014.12.22 改訂
2016.3.22 改訂
2019.6.20 改訂
2020.10.20 改訂

環境理念

紙板紙製品は日常の経済活動や文化的な生活、教育や情報発信、更には物品の包装・輸送に必要な不可欠な素材である。日本製紙連合会会員企業は限りある資源を利用してその素材を将来にわたり安定して供給する責任がある。

会員企業は、地球環境問題を始めとする環境問題に積極的に取り組むことにより、環境と経済が調和する持続可能な社会の構築に貢献する。

環境方針

日本製紙連合会は持続可能な社会を目指すことを目的に環境理念に基づいて五つの環境方針を定め、会員企業はその方針に基づき制定する行動方針の達成を目指して最大限努力する。そのため、毎年実施するフォローアップにより計画の進捗を確認して結果を公開する。

1. 低炭素社会の実現
2. 自然共生社会の実現
3. 循環型社会の実現
4. 環境リスク問題への対応
5. 環境経営の着実な推進

行動方針

1. 低炭素社会の実現

会員企業は持続可能な社会の実現に向け『低炭素社会実行計画』（フェーズⅠ、フェーズⅡ）を推進する。

1) CO₂の削減

- i 2020年度に向けた取り組み（フェーズⅠ）

①燃料転換、省エネルギー設備の導入により、2005年度比で2020年度までに化石エネルギー由来CO₂排出量を139万トン削減する。

②原材料・製品輸送におけるモーダルシフトや消費地における配送合理化を図る。

③本社、営業所、研究所等における省エネルギーを推進する。

ii 2030年度に向けた取り組み（フェーズⅡ）

①最新の省エネルギー設備・技術の積極的導入等の省エネ推進により、2005年度比で2030年度までに化石エネルギー由来CO₂排出量を466万トン削減する。

②主体間の連携のためにナノセルロース等の実用化を図る。

③国際貢献のために用紙の軽量化技術を展開する。

2) 吸収源の造成

i 2020年度に向けた取り組み（フェーズⅠ）

会員企業は、製紙原料の安定的な確保のみならず、CO₂吸収源としての地球温暖化防止の推進を図る観点から、2020年度までに所有又は管理する国内外の植林地の面積を、1990年度比で42.5万ha増の70万haとすることを目標とする。

ii 2030年度に向けた取り組み（フェーズⅡ）

会員企業は、製紙原料の安定的な確保のみならず、CO₂吸収源としての地球温暖化防止の推進を図る観点から、2030年度までに所有又は管理する国内外の植林地の面積を、1990年度比で52.5万ha増の80万haとすることを目標とする。

2. 自然共生社会の実現

会員企業は、森林のCO₂吸収固定による地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の観点から、紙の原料となる森林資源の維持・保全及びその積極的な造成に努める。

1) 違法伐採対策の推進

会員企業は、違法伐採による地球規模での森林破壊を防止するとともに、違法伐採木材を市場から排除するために、違法に伐採され不法に輸入された木材・木製品は取り扱わない。

2) 国産材の利用拡大

会員企業は、国内木材資源の有効利用を図ることにより、森林整備による森林吸収源の造成及び山村地域の活性化に資するため、間伐材を始めとする国産材の利用拡大に積極的に取り組む。

3) 持続可能な森林経営の推進

会員企業は、生物多様性の保全、森林生態系の生産力の維持、地域の社会・経済的便益の増進などを図るため、森林認証の積極的な取得等を通じて、持続可能な森林経営の推進に努める。

3. 循環型社会の実現

会員企業は古紙利用を積極的に進め、省資源化とゴミ問題の解決に寄与する。

会員企業は、廃棄物処理の効率化により最終処分場の延命と地球温暖化対策に貢献する。副産物の活用により資源有効利用を推進し、天然資源浪費の防止に取り組む。

1) 古紙利用の推進

会員企業は、廃棄物の発生抑制及び天然資源の有効利用を通じて循環型社会の形成を図る観点から、2020年度までに古紙利用率65%の目標達成に努める。

- ①DIP 設備能力の維持向上を図る。
- ②オフィス古紙・雑がみ等利用技術の向上を図る。
- ③RPF 化等による低質・難処理未利用古紙のサーマル利用の推進を図る。

2) 産業廃棄物の最終処分量の削減と有効利用の推進

①2025年度までに産業廃棄物の最終処分量を有姿量で6万トンまで低減することを目指す。

②有効利用率の現状維持（2019年度実績：98.4%）に努める。

- ・ 業際的連携を進め副産物の再資源化を拡大する。
- ・ 有機性廃棄物の減容化更には燃料化を推進する。
- ・ 新規用途開発のための研究・調査を進める。

4. 環境リスク問題への対応

会員企業は、環境規制の遵守はもとより、原料調達から生産・使用・廃棄・再資源化まで、各段階における環境影響の改善に取り組むための環境管理計画を作成し、実行・監査していく。

1) 環境負荷の削減

- ①大気・水質・騒音振動・地下水管理・廃棄物・臭気等、定常生産活動で生じる環境負荷は、規制の順守にとどまらず一層の負荷削減に努力する。
- ②災害や事故による汚染を防ぐため危機管理を定着させる。

2) 化学物質のリスク管理

- ①生産工程や製品に利用する薬品の管理及び、原材料や回収資源の管理を徹底することにより、紙板紙製品への化学物質利用によるリスクの軽減を図る。

5. 環境経営の着実な推進

会員企業は環境との共生を経営の中心に位置付けた事業活動を行い、世界の製紙業界での資源問題・環境問題の取り組みに積極的な役割を果たす。

1) 環境マネジメントの定着

①環境マネジメントシステム機能を向上させるとともに、環境コンプライアンスを徹底して不適切状態の発生を防止する。

②地域社会とのリスクコミュニケーションを改善して企業の経営基盤を確立し、地域の経済活動に貢献する。

2) 国際貢献の推進

①会員企業は省資源・省エネルギー技術・設備の研究・開発に努め国際的な環境対策の推進に貢献する。

②東アジア経済圏 10ヶ国^{注)}を始めとする各国の製紙業界と協同して省エネルギー技術や古紙利用システムの普及・交流を推進するため、日本製紙連合会は中心的な役割を果たす。

注) 日本、中国、韓国、台湾、フィリピン、ヴェトナム、
タイ、マレーシア、インドネシア、インド

以上

注1. 下線を施した個所は、計画に関する今回の改訂部分を示す。

注2. 改訂履歴

1) 2014年12月22日の改訂

2030年度までの「低炭素社会実行計画」フェーズⅡを策定し、化石エネルギー由来CO₂排出量の削減及びCO₂吸収源の造成のための植林地面積に関する記述を追加した。

2) 2016年3月22日の改訂

2020年度までの「古紙利用率目標」及び「産業廃棄物の最終処分量目標」を改定した。

3) 2019年6月20日の改訂

2030年度までの「低炭素社会実行計画」フェーズⅡの化石エネルギー由来CO₂排出削減量を深掘りすることとした。

4) 2020年10月20日の改訂

2025年度までの「産業廃棄物の最終処分量目標」を改定、また「有効利用率目標」を追加した。